

お知らせ
します！

平成28年度の

介護保険料

介護保険は『介護保険法』により定められている制度であり、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度です。介護サービスを利用されていない場合でも、保険料を納めていただくことになります。

65歳以上の方には、大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書を送付します。保険料の納め方は法律で定められていますので、個人で選択することはできません。なお、原則として特別徴収となります。

①特別徴収(年金天引き)

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、65歳になって(または転入して)から開始までに、半年から1年ほどかかります。天引きになるまでの間は、普通徴収となります。

介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。年金特徴では、これを解消し、できるだけ均等にするため、8月の年金天引き額を調整する場合がありますのでご了承ください。

所得段階別の介護保険料(平成28年度分)

所得段階	対象となる方	保険料額/年 (算定基準)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	28,100円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	43,700円 (基準額×0.7)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	46,800円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	56,200円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	62,400円 (基準額)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,900円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	81,100円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	93,600円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	109,200円 (基準額×1.75)
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	118,600円 (基準額×1.9)

問い合わせ ○大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)
○寄居介護保険事務所(健康福祉課内☎581・2121内線123)

お知らせ
します！

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ

納税通知書を発送します

平成28年度分の国民健康保険税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月中旬に世帯主宛てに発送します。納税通知書には、年間の保険税額や加入者数等が記載されていますので、内容をご確認ください。

なお、他の健康保険に加入しているにもかかわらず、国保の脱退手続きが済んでいないと保険税が課税されますので、速やかに国保の脱退手続きを行ってください。

保険税の決まり方

町の国民健康保険税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて、年度ごと(4月から翌年3月)に世帯単位で決まります。

年齢によつて保険税の内訳は異なり、「医療給付費分」と、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」の合計が保険税となります。40歳以上65歳未満の方は「介護納付金分」も併せて納めていただきます。

保険税の納め方

保険税の納め方は「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(納付書、または口座振替)」の2種類があります。なお、世帯主本人が国保に加入していても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、保険税の納税義務者は世帯主となります。納付書は世帯主の方に送付しますので、世帯ごとにまとめて納めていただきます。

問い合わせ/税務課(☎581・2121内線154～156)へ。

高齢受給者証を発送します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在の受給者証の有効期限は7月31日までとなっていますので、平成27年中の所得をもとに一部負担金割合の判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認のうえ大切に保管し、医療機関を受診する際には、必ず保険証と併せて提示してください。

一部負担金割合(2割・3割)の判定基準

平成27年中の住民税課税所得が145万円未満の場合、一部負担金割合は「2割」となり、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国民健康保険加入者がいる場合、一部負担金割合は「3割」となります。ただし、3割と判定された場合でも前年の収入合計額が383万円未満(2人以上の場合520万円未満)の場合は、申請により一部負担金割合が「2割」となります。また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険加入者の一部負担金割合が「3割」になった場合、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により一部負担金割合が「2割」となります(対象の方へは申請書を同封します)。

なお「2割」の方で、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、特例措置により「1割」となります。

問い合わせ/町民課(☎581・2121内線113～115)へ。

限度額適用・

標準負担額減額認定証
の更新申請

皆さんの申請に基づき交付している限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日(日)が有効期限となっています。継続して交付を希望する方は、7月27日(水)以降に町民課国民健康保険担当窓口へ申請してください。

持参するもの/寄居町国民健康保険被保険者証、現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証

国民健康保険では、世帯の所得状況に応じて、同月内の医療費の自己負担限度額が設けられています。あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、一カ月の医療費は自己負担限度額までの支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納のある世帯の方には、認定証が交付されない場合があります。

標準負担額減額認定証

住民税が非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。